

新発田市合併処理浄化槽設置事業

新発田市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として生活排水対策重点地域で個人の専用住宅に設置されている単独処理浄化槽(し尿のみを処理)を合併処理浄化槽(し尿と生活雑排水を処理)に変換しようとする方に対し補助金を交付しています。

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い



し尿のみを処理する単独処理浄化槽では生活雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)は処理されないまま川などへ流されます。1人1日あたりに排出する汚れのうち約3/4は生活雑排水に含まれています。合併処理浄化槽は、し尿と合わせて生活雑排水も処理するため周辺の住環境が向上します。

また、将来、公共下水道が整備される地区にお住まいの方は、合併処理浄化槽の配管を活かして公共下水道へ接続することが可能となるため、下水道接続時の工事費用を抑えられます。

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と比べると排出される汚れの量が約1/8になります。

合併処理浄化槽の場合



単独処理浄化槽の場合



補助対象者

補助金の交付対象者は、補助対象地域において個人の専用住宅(小規模の店舗併設を含む)の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽(10人槽以下)へ変換しようとする方です。また、単独処理浄化槽の撤去費も補助対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となりますのでご注意ください。

対象外となる場合

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合
- (2) 住宅を借りていて、賃貸人の承諾が得られない場合
- (3) 住宅を販売する目的で合併処理浄化槽への変換を行う場合
- (4) 住宅の増築又は改築により、合併処理浄化槽への変換が義務付けられる場合
- (5) 通年居住しない住宅において、合併処理浄化槽への変換を行う場合
- (6) 補助金の交付申請をした年度内に合併処理浄化槽への変換を完了できないと市長が認めた場合
- (7) 合併処理浄化槽への変換に対し、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金又は新発田市の他の補助金の交付を受けている場合又は受ける見込みがある場合
- (8) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めた場合

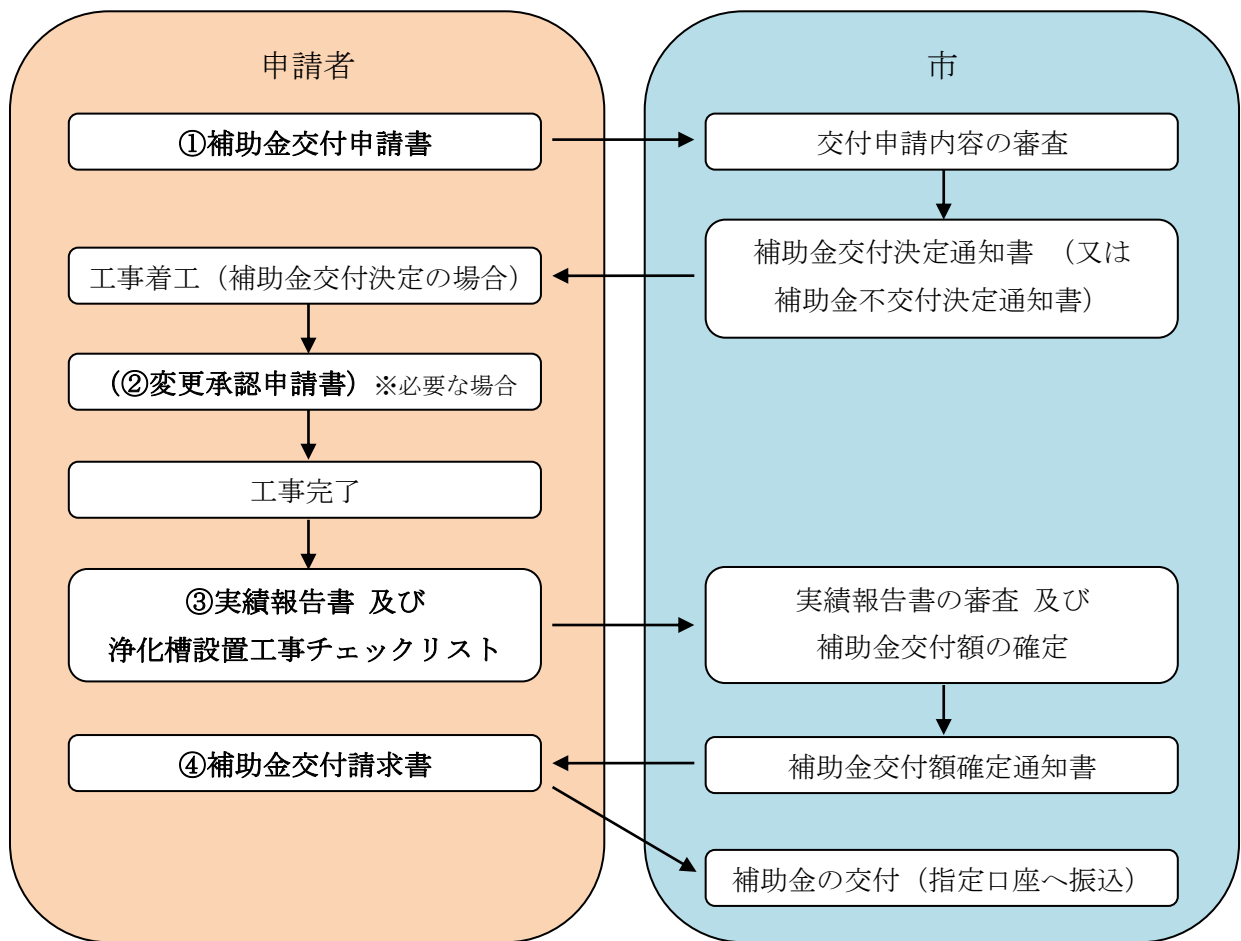
補助金額

補助金の額は、 $\textcircled{1} + \textcircled{2}$ と表内の(A) + (B)を比較していずれか少ない方の額となります。

- ① 合併処理浄化槽への変換に要する費用(配管工事に要する費用を除く)
- ② 単独処理浄化槽の撤去に要する費用

| 区分 | (A) 合併処理浄化槽への変換に係る補助限度額 | (B) 単独処理浄化槽の撤去に係る補助限度額 |
|--------|-------------------------|------------------------|
| 5人槽 | 352,000円 | 90,000円 |
| 6~7人槽 | 441,000円 | |
| 8~10人槽 | 588,000円 | |

申請から交付までの流れ



①補助金交付申請書の提出

工事の着手の14日前までに以下の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書(第1号様式)
- ・合併処理浄化槽の構造を明らかにする平面図、断面図、配管系統図及び設計計算書
- ・国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合することを証する書類
- ・審査期間を経過し(受理から10日を超え)た合併処理浄化槽設置届出書の写し
- ・合併処理浄化槽の工事請負契約書の写し
- ・見積書の写し
- ・住宅の平面図及び合併処理浄化槽の設置位置を示す図面
- ・住宅等を借りている場合は、賃借人の承諾書
- ・単独処理浄化槽の状況が確認できるもの
- ・その他市長が必要と認める書類

②変更承認申請書の提出

決定を受けた補助金の交付対象事業の内容を変更しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を提出してください。

また、工事が予定の期間内に完了しない場合などは報告してください。

③実績報告書の提出

工事が完了したときは、完了後1か月以内又は補助金の交付に係る会計年度終了日(3月最終営業日)のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。なお、実績報告書の提出後に現場確認を実施します。

- ・実績報告書(第5号様式)
- ・浄化槽設置工事チェックリスト(第4号様式の2)
- ・浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ・工事請求書又は領収書の写し(費用の内訳の分かるもの)
- ・浄化槽法定検査の依頼を浄化槽法第57条に基づく指定検査機関が受諾したことを証する書類の写し
- ・工事写真(着手前、工事中及び竣工時のもの並びに単独処理浄化槽の撤去をした場合は撤去した単独処理浄化槽が確認できるもの)

④補助金交付請求書の提出

市から補助金額を確定する補助金交付額確定通知書が届きましたら、補助金交付請求書(第7号様式)を提出してください。後日、ご指定の口座に振込みにて補助金を支払います。

豊かな環境を次の世代へつなげていくためにも

皆様お一人お一人のご協力をお願いいたします



お問い合わせ

新発田市下内竹 747

新発田市下水道課 接続促進係

TEL:0254-23-7284

FAX:0254-26-3711